白みりんミュージアム建築設計業務委託 プロポーザル募集要綱

令和4年4月1日

1 募集の趣旨

自みりんについて学んだり体験できる施設として、流山市流山3丁目358番地の1ほかに白みりんミュージアムの整備を進めます。ミュージアムでは、みりんの製造過程の映像や一部実演で見学したり、白みりんと流山の歴史や文化、醸造家たちの思いや取り組みなどのほか、白みりん自体の料理への効果や栄養、味などを体験したり、流山でしか手に入らない白みりんのお土産販売など全国的にも希少性の高い施設を目指します。

初めて流山を訪れた観光客が、「ここは白みりんのまちなんだ」と感じられるような流山ならではの観光資源による交流人口の増加を目標に、ひいては住民の地域愛・郷土愛の醸成につなげていくことを目指します。

2 計画概要

所在地:流山市流山3丁目358番地の1ほか

区域区分:市街化区域

用途地域:工業地域

建ペい率:60%

容積率: 200%

高度地区:第三種高度地区(20m)

景観計画区域:景観計画重点区域(流山本町区域)

敷地面積:約1,500 m²

建築面積:約600 m²

3 業務概要

(1)業務の名称

白みりんミュージアム建築設計業務委託

(2) 契約方式

最優秀提案者を優先交渉権者とします。なお、事業期間は契約締結日翌日から令和5年3月15日までとします。

(3)委託金額の上限

本業務における業務委託費は税抜 44,160,000 円 (消費税及び地

方消費税を除く)以内とします。

(4)業務内容

- ア 基本設計・実施設計 (積算を含む)業務
- イ 確認申請(計画通知)業務
- ウ 地質調査業務 (標準貫入試験×2箇所)
- エ 平面・水準測量業務 (約 1,500 m²)
- オ 建築物エネルギー消費性能適合判定
- カ 体験型展示及びディスプレイに係る企画・設計・積算業務

4 応募条件

(1) 応募者

- ア 応募者は、本業務を実行する能力を有する単独企業あるいはグ ループ (複数の企業の共同)とします。
- イ グループで応募する場合は、主たる役割を担う代表企業を1社 選定してください。また、参加表明時、応募者の構成員全てを明 らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。
- ウ 応募者は、応募を含むそれ以降の本業務に係る協議、契約にか かる諸手続を行います。

(2) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要があります。

- ア 応募者は、「7 (2) イ及び8 (2) イ提出書類」に示す提出 書類により、本募集要綱の内容を充分に遂行できると認められる 者であること。
- イ 応募者は、令和4年4月1日時点において本市の令和4・5年 度入札参加資格者名簿(測量・コンサルタント:建築一般)に登 録されていること。
- ウ 応募者のうち、主たる業務及び本市との総合調整を行う者(以下「主任技術者」という。)の資格は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に定める一級建築士の資格を有し、取得後10年以上の実務経験がある者とする。
- エ 応募時に、代表企業又は構成員が建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所登録をしている者とする。

オ 代表企業又は構成員のうちいずれかが、過去20年以内(平成14年4月1日以降)に、展示設計を要する延べ面積400㎡以上の施設の設計業務実績があり、経営等の状況が良好であること。

(3) 応募者の制限

本募集要綱公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができません。

- ア 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準(平成3年4月 1日制定)に基づく指名停止、または流山市建設工事等暴力団対 策措置要綱(平成19年6月1日制定)に基づく指名除外を受け ている者。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4 の規定に該当する者。
- ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、または本業務の提案書提出日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。
- エ 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第28条第3項若しく は第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第3条または第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者。
- カ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。
- キ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者 で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。
- ク 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- ケ 参加表明書に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載 をしなかった者。
- コ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

(4) 応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者 の負担とします。

イ 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが提出書類は返却しません。本市は提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。協議の過程において、設計業務委託の関係者等が、守秘義務を遵守したうえで受託者の応募書類を、本業務の実施または質の向上のために閲覧する可能性があります。

なお、応募者が受託者となった場合、その著作権は本市に帰属 するものとします。

ウ特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、受託者が負うものとします。

エ 本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用して はなりません。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を 第三者に漏らしてはなりません。

オ 1 応募者の複数提案の禁止

1応募者は、1つの提案しか行うことができません。

カ 複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできません。

キ 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認してください。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、受託者に属することとします。

ク 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではありません。

ケ 提出書類の変更禁止

一度提出した書類の変更はできません。ただし、提出書類に脱漏または不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りではありません。

コ 虚偽の記載の禁止

技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とします。

サ 設計仕様書

基本設計、実施設計、積算業務、地質調査業務及び測量業務 は、流山市建築設計業務委託特記仕様書(別添)、建築設計委託要 領書(別添)、展示設計特記仕様書(別添)及び流山市建築設計 業務委託共通仕様書(別添)に基づいて実施するものとします。

5 事業者選定の流れ

(1) 応募者

応募者は、「4 応募条件」で定める資格要件を満たす者とします。

(2) 応募資格要件の確認

提案をする予定の者の応募資格要件を確認し、条件を満たす応募 者の提案を有効提案として、(3)最優秀提案の選定を行います。

(3) 最優秀提案の選定

白みりんミュージアム建築設計業務委託提案審査委員会(以下、「審査委員会」という。)において、提案の中から1件の最優秀提案及び順位をつけて数件の優秀提案を選定します。

(4) 詳細協議

最優秀提案をした者は、本市と協議した後、契約を締結して受託者となり、本業務を履行します。

(5)優秀提案の応募者の扱い

本市は、最優秀提案者との協議が整わない場合は、優秀提案をした者のうち上位の者から順に同様の詳細協議を行う可能性があります。

(6) 契約保証

本業務委託の契約を締結する場合は、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付、又は保証事業会社の保証等を提出してください。

(7) 事務局

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとします。

窓口:流山市経済振興部流山本町・利根運河ツーリズム推進課

住所:〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

電話: 04-7168-1047

電子メール: tourism@city.nagareyama.chiba.jp

6 提案募集スケジュール

(1) 日程

提案の募集及び選定は、次の日程(予定)で行います。

募集要綱の公表(流山市ホームペ	令和4年4月1日
ージに掲載)	
本プロポーザルに関する質問の受	令和 4 年 4 月 4 日 ~ 4 月 11 日
付	
質疑回答(流山市ホームページに	令和 4 年 4 月 14 日
掲載)	
参加表明書の受付	令和 4 年 4 月 14 日 ~ 4 月 18 日
審査会 (参加資格・書類審査)	令和 4 年 4 月 26 日
書類審査結果の発表及び通知	令和 4 年 4 月 28 日
提案書の受付	令和 4 年 5 月 10 日~5 月 13 日
プレゼンテーション・ヒアリング	令和 4 年 5 月 27 日 (予定)
選定結果の発表及び通知	令和 4 年 6 月上旬 (予定)
詳細協議	令和4年6月上旬
契約の締結	令和 4 年 6 月上旬~中旬
本業務の実施	契約締結日翌日~令和5年3月15
	日まで

(2) 提案募集の手続き

ア募集要綱の公表

募集要綱は、令和4年4月1日から、本市のホームページにて 公表します。

イ 本プロポーザルに対する質問

本プロポーザルに関する質問は、次により行ってください。各 社の質問回数は1回限りとします。

(ア) 質問の方法

質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにしたうえ、任意様式により事務局に持参、郵送、または電子メールにより提出してください。郵送、電子メールの場合は、必ず事務局へ到着を電話確認してください。なお、口頭による個別の質問は受け付けません。

(イ) 受付期間

令和4年4月4日~4月11日(午前11時必着) 持参の場合の受付時間は、平日午前8時30分から午後5時 まで(最終日は午前11時まで)

(ウ)回答

質疑回答は令和4年4月14日までに本市のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行いません。なお、回答は本業務の仕様書と一体のものとして同等の効力を持つものとします。

7 参加表明書

(1) 参加表明書の書類選考

事務局は、参加表明書の書類選考を行います。応募多数となった 場合は、応募者を5者程度に選定します。

(2) 参加表明書の様式

応募者は、別添参加表明書を作成し、事務局へ持参又は郵送で正本 1部、副本9部を提出してください。

ア 受付期間

令和4年4月14日~4月18日(午前11時必着)

持参の場合の受付時間は、平日午前8時30分から午後5時まで(最終日は午前11時まで)

イ 提出書類

- (ア) 参加表明書
- (イ) 提案者の会社概要 (様式 1-1)
- (ウ) 提案者の同種・類似業務実績(様式1-2)

- (エ)業務の実施体制 (様式 1-3)
- (オ) 主任技術者の経歴 (様式 1-4)
- (3) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

ア 提案者

グループ (共同企業体) で提案する場合は、グループに所属する 全ての企業名を記載してください。

イ資格

提案者に所属する技術職員・資格について記入してください。資格は、一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を対象とし、これ以外の資格については記入しないでください。

また、複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格 の保有者として記入してください。

ウ 提案者の同種・類似業務実績(様式1-2)

次に該当する同種又は類似の業務実績 5 件以内を記入してください。なお、業務実績とは基本及び実施設計業務の契約履行が参加表明書受付最終日までに完了しているものをいい、施設の完成(竣工)は問いません。

- (ア) 同種業務の実績における対象施設は、過去20年以内(平成14年4月1日以降)に、展示設計を要する延べ面積400㎡以上の施設に関する基本設計又は実施設計に携わった業務を対象とします。
- (イ)類似業務の実績に於ける対象施設は、過去20年以内(平成14年4月1日以降)に、国土交通省告示第98号別添二による建築物の類型「第十二号第2類」に分類される延べ面積400㎡以上の施設に関する基本設計又は実施設計に携わった業務を対象とします。
- (ウ) 実績が複数ある場合は、同種業務の実績を優先し、かつ規模の 大きいものから記入しください。なお、同種又は類似業務の実績 があるもののみを記入してください。
- (エ)記入した業務については、契約書(鑑)等の写し、業務の完了 が確認できる資料の写し、施設の概要が確認できる図面、写真、 パース等を提出してください。
- (オ) 該当する業務実績について、次の項目を記入してください。

- a 受注形態の欄には、単独、設計共同体又は協力(協力事務所 としての参画)の別を記入してください。
- b 協力の場合は、発注者の欄に発注者を記入するとともに、元 請け企業名について括弧書きで記入してください。
- c 施設概要欄には、(用途、構造、階数、延べ面積)を記入してください。
- d 業務概要には、対象施設の用途、設計趣旨、展示業務や特徴 等を記載してください。

エ 主任技術者の経歴等 (様式 1-4)

本業務を担当する主任技術者について、次に従い記入してください。また、同種・類似業務実績及び記入件数は5件以内とします。

(ア)経験年数、資格証の写し

当該提案者との雇用関係を証明する資料(健康保険証の写し等)を添付してください。なお、参加表明書の受付日以前に当該企業と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係が必要となります。また、記入した資格を証する資料の写しを添付してください。

(イ)過去に従事した設計業務の実績

- a 同種・類似業務の内容は、前記ウ(ア)から(ウ)の説明と同じです。
- b 該当する業務実績については、設計概要、分担業務分野及び 立場(監理技術者、主任技術者、担任技術者又はこれらに準ず る立場)を記入してください。

(ウ) CPD取得単位の状況

(公財)建築技術教育普及センターを事務局とするCPD運営会議の発行する「建築CPD実績証明書」を提出してください。なお、期間は、証明書発行申請日の1ヶ月前までの2年間とします。

8 提案書

(1) 提案書のプレゼンテーション・ヒアリング

提案書は書類選考で選定された応募者が提出してください。提案 内容に関するプレゼンテーション・ヒアリングを実施します。

(2)提案書の様式

応募者は、別添提案書を作成し、事務局へ持参で正本1部、副本9 部を提出してください。

ア 受付期間

令和4年5月10日~5月13日(受付時間は、午前8時30分から午後5時まで)

イ 提出書類

- (ア) 提案書・業務のフロー及びスケジュール (様式 1 A4 版)
- (イ) 土地利用及び配置計画について (任意様式 A3版)
- (ウ) 本業務 (建築) に対する提案 (任意様式 A3版)
- (エ)展示設計に対する考え方(任意様式 A3版)
- (才) 見積書(任意様式 A4 版)

※ (イ) ~ (エ) については、それぞれ片面一枚で収めてください。

9 プレゼンテーション・ヒアリングの実施

(1) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

原則非公開で行います。 会場、日時等については、対象者に別途通知します。

所要時間は1者25分程度とします。(プレゼンテーション15 分、質疑応答10分程度)

(2) 出席者

プレゼンテーション説明者は、当該業務に予定する主任技術者を 含む4名以内とし、原則として提案者に所属する者と協力者以外の 者の出席は認めません。

(3) 実施にあたっての留意事項

プレゼンテーションには、パワーポイント等によるスライドデータ (CD 又は DVD) 及びノートパソコン (D-Sub15 ピン (ミニ) 又は HDMI ケーブルで出力可能なもの) を準備してください。 なお、原則として事前提出した提案書には加筆できないものとしますが、パワーポイント等において編集・装飾を行うことは可とします。ただし、提案内容を大幅に変更することは認めません。なお、会場では本市が用意したスクリーン及びプロジェクターを使用するものとします。

10 審査及び審査結果の通知

(1)審査

審査委員会は、提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングを 総合的に審査し、その中から最も適格とされる最優秀提案者を 1 者、及び順位を付してその他数者の優秀提案者を選定します。

先だって令和4年4月26日に、事務局及び市によるプロポーザル参加資格の認定審査を行います。この認定審査で不適格とされた場合は、提案書を提出することはできません。なお、この認定審査についても「(3)審査結果の通知及び公表」と同様に審査結果・審査内容に関する問い合わせには一切応じられません。

(2) 審查基準

審査基準は、別添「白みりんミュージアム建築設計業務委託採点表」のとおりとします。

(3)審査結果の通知及び公表

- ア 審査結果は、文書で通知するものとします。
- イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできません。
- ウ 審査結果は、本市のホームページで公表します。
- エ 審査結果・審査内容に関する問い合わせには、一切お答えでき ません。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア期限までに書類が提出されない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本募集要綱に違反すると認められる場合

11 その他

本プロポーザルは都合により延期し、又は取り止めることがあります。この場合について、参加者は異議申し立てることができず、 違約金は請求できないものとします。

12 参考書類

- (1)建築設計業務委託特記仕様書
- (2) 建築設計業務委託共通仕様書
- (3)展示設計特記仕様書
- (4) 建築設計委託要領書
- (5)建設予定地